

# 防火管理等オンライン講習システムにかかるサービス提供業務委託

## 提案競技 募集要項

令和6年4月

福岡市消防局予防部防災センター

## 1 事業名称

防火管理等オンライン講習システムにかかるサービス提供業務委託

## 2 事業内容

資料1「仕様書(提案時)」のとおり

## 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 総事業費

上限額:4,990,000円(消費税及び地方消費税含む。)

## 5 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下、「参加資格」という。)を有する者でなければ、この提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の公示の日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/la\\_w\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/la_w_index.html)

- (3) この提案競技の公示の日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税に係る徴収金を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 共同事業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが(1)～(7)をすべて満たし、本提案競技への単独または他の提案者との共同提案を行っていないものであること。なお、参加辞退期限後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認めないものとする。
- ※ 最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

## 6 スケジュール

募集開始	令和6年4月24日(水)
説明会参加申請書提出期限	令和6年5月2日(木)17時
説明会	令和6年5月9日(木)15時
質問書提出期限	令和6年5月14日(火)17時
質問回答	令和6年5月17日(金)
参加申請書 提出期限	令和6年5月24日(金)17時
参加決定通知	令和6年5月29日(水)
参加申込辞退届 提出期限	令和6年6月7日(金)13時
提案書類 提出期限	
プレゼンテーション	令和6年6月11日(火)
最優秀提案者決定	令和6年6月14日(金)

## 7 説明会開催・質問の受付

### (1) 説明会の開催

#### ① 開催日時

令和6年5月9日(木)15時から16時まで

#### ② 開催方法

オンラインで開催します。(参加方法は説明会参加申請書提出者へ別途お知らせします。)

なお、説明会への参加は1社につき3名までとします。

ア 説明会参加希望者は、「15問い合わせ先・提出先」へ電子メールにて「提案競技事前説明会参加申請書(様式1)」を5月2日(木)17時まで(必着)に提出してください(FAXは不可)。

イ 提案競技への参加を希望される場合は、可能な限り説明会への参加をお願いします。(説明会の参加が提案競技への参加の必須条件ではありません。)

## (2) 質問書の提出及び回答

### ① 受付期限

令和6年5月14日(火)17時まで(必着)

### ② 提出方法

ア 「質問書(様式2)」を「15問い合わせ先・提出先」まで、電子メールにて提出してください(FAXは不可)。なお、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。

イ 質問事項1問につき質問書1枚としてください。

ウ 「質問書(様式2)」以外による質問、及び受付期間外の提出は不可とします。

### ③ 回答方法

令和6年5月17日(金)を目途に以下の福岡市ホームページに掲載します。

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku\\_kobo/teiankyogi.html#002](https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku_kobo/teiankyogi.html#002)

## 8 提案競技参加申請書の提出

提案競技への参加を希望する場合は、「5参加資格」を確認し、以下のとおり「提案競技参加申請書(様式3-1)」を提出してください。

### (1) 提出期限

令和6年5月24日(金)17時まで(必着)

### (2) 提出先

下記「15問い合わせ先・提出先」のとおり

### (3) 提出方法

「直接持ち込み」、「郵送」、「電子メール」のいずれかによること。

① 「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の10時～17時とする。

② 「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

③ 「電子メール」による場合は、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

### (4) 提出書類

以下の書類のうち、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑤の提出を免除する。

- ① 提案競技参加申請書(様式3-1)
  - ② 会社概要(事業概要がわかるパンフレットでも可。)
  - ③ 登記事項証明書  
法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可。)
  - ④ 市町村税を滞納していないことの証明書  
ア 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。  
イ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
  - ⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書  
ア 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。  
イ 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可。)
  - ⑥ 委任状(様式3-2)  
この提案競技に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3-2により委任状を作成して提出すること。
  - ⑦ 誓約書(様式3-3)  
様式3-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入して提出すること。
  - ⑧ 役員名簿(様式3-4)  
ア 様式3-4に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。  
イ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。  
ウ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)
  - ⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し  
直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
- (5) 参加辞退届の提出  
提案競技参加申請書を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、令和6年6月7日(金)13時まで「参加辞退届(様式4)」を提出すること。

## (6) 注意事項

共同提案の場合は、「提案競技参加申請書(様式3-1)」に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等を全て記載すること。また、上記提出書類を共同提案する企業も含めて全て提出するとともに、協定書を提出すること。

## 9 企画提案書類の提出

提案競技参加申込みを行った者は、以下のとおり「企画提案書」を提出してください。

### (1) 提出期限

令和6年6月7日(金)13時まで(必着)

### (2) 提出先

下記「15問い合わせ先・提出先」のとおり

### (3) 提出方法

「直接持ち込み」、「郵送」、「電子メール」のいずれかによること。

- ① 「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の10時～17時とする。
- ② 「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。
- ③ 「電子メール」による場合は、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

### (4) 提出書類

以下の全ての書類をもって「企画提案書」とする。

#### ① 企画提案書

ア 事業目的の達成及び、業務の効果的かつ円滑な遂行に資する実現可能な提案を行うこと。

イ 事業者が独自に提案する機能やサービスについては、導入することでどのような成果が得られるのか、分かりやすく具体的に記載すること。

ウ 開発中の機能でサービス開始後に利用可能となる機能や、利用にあたって別途料金が必要な機能などの提案は、利用可能となる時期や利用料金について明確に記載すること。

#### ② 業務遂行体制

本事業を遂行するにあたっての具体的な管理・指揮命令系統、業務遂行体制及び各担当者のスキルや実績、勤務体系、業務の一部を委託することを想定している協力会社等がいる場合にはその役割分担などを記載すること。

#### ③ 実施スケジュール

10月中(現実的なサービス開始の日付を提案すること。)にサービスを開始すると想定し、業務の全体の実施スケジュールを記載すること。

④ 経費見積書及び年間経費参考見積書

ア 仕様書に定める業務内容並びに構築した機器等の提供を合わせた経費をサービス利用料として積算し、履行期間中に発注者に求める金額を算出すること。

イ 履行期間内に要する経費の上限額は4,990,000円(消費税及び地方消費税含む。)とする。

ウ 仕様書「5 業務内容」の各項目について、できるだけ詳細かつ具体的な見積書を提出すること。ただし、様式は問わない。

エ 本事業で構築した機器等の提供並びに運用支援業務委託は令和6年度当初から5年間を想定している。参考として、令和6年度以降に必要な年間経費を算出できる資料を提出すること。(様式は問わない。)

なお、本事業の履行状況が良好であり、かつ本市の予算措置がなされた場合に限り、令和6年度以降の委託契約も締結することを予定している。

オ 消費税及び地方消費税を含めること。

⑤ 直近5年間の類似業務の実績がわかる書類

国または自治体に対して同様の業務を行った実績、国または自治体の資格取得のための講習等を受託した実績を類似業務とする。

実績は、国又は自治体と直接契約がなく、協力会社等として参画した実績を含めて、国の機関名又は自治体名、講習名及び講習人数、請負の金額を記載すること。

国または自治体と直接契約を行った実績については、契約の名称、受託業務の概要と相手方、受託金額を記載すること。

(5) 提出部数

正本(1部)及び副本(10部)を提出すること。

(6) 作成要領

- ① 様式は自由。原則、資料はA4横とし、横書き、20枚以内(表紙及び目次を含まない。)で作成すること。
- ② 提案書表紙の次に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。
- ③ 提案書における提案の掲載順は、資料2「防火管理等オンライン講習システムにかかるサービス提供業務委託契約 提案競技評価基準」の項目の順で掲載するなど分かりやすくすること。
- ④ 正本の表紙には、表題「防火管理等オンライン講習システムにかかるサービス提供業務委託企画提案書」、提出年月日、提案者名(法人の場合は企業名、個人の場合は屋号または氏名)及び担当窓口(担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス)を記載し提出すること。

⑤ 副本の表紙には、表題「防火管理等オンライン講習システムにかかるサービス提供業務委託企画提案書」、提案者記号、提出年月日のみを記載し提出すること。

※ 提案者記号(例:A 社)は、提案競技参加申請書を受理した後、令和6年5月29日に一次審査の結果とともにお知らせします。

⑥ 企画提案書は、正本の表紙を除いて、提案者名がわかる記述を一切しないこと。

⑦ 提出された企画提案書のデータは返却しない。

⑧ 企画提案書の提出後の内容変更は一切認めない。

## 10 一次審査

提案競技参加申請書が提出された業者について、参加資格を有するかの一次審査を実施し、その結果(提案者プレゼンテーションの参加可否)は、令和6年5月29日に電子メールにてご連絡します。

## 11 提案業者プレゼンテーション・評価委員会

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する評価委員会(以下「委員会」という。)を以下のとおり実施します。委員会に参加する提案者については、以下のとおりプレゼンテーション(提案内容の説明及び質疑応答)を行います。

### (1) 委員会実施日

令和6年6月11日(火)

### (2) 実施方法

福岡市民防災センターにおいて、対面での実施を予定しています。参加方法は別途お知らせします。

### (3) 審査方法

提案者が1者の場合でも、同様に委員会での審査を行います。

### (4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに実施することとし、原則、企画提案書に記載のない追加提案は認めません。

提案者によるプレゼンテーションは30分(実機によるデモンストレーションを含む。)、質疑応答は15分を予定しており、説明者は1団体3名までとします。

プレゼンテーション実施方法は別途お知らせします。

### (5) 審査内容

審査は、資料2「防火管理等オンライン講習システムにかかるサービス提供業務委託契約 提案競技評価基準」に基づき、企画提案書や委員会におけるプレゼンテーションの内容及び質疑応答の内容について行い、最優秀提案者候補を決定します。

なお、技術点に関して全評価委員の平均点数が6割に達しない場合には、最上位者であっても最優秀提案者候補となりません。



また、委員会に参加する提案者が1者のみの場合は、技術点に関して全評価委員の平均点数が6割以上の評価を行った場合に、最優秀提案者候補とみなします。

## 12 最優秀提案者及び次点提案者の決定等

### (1) 最優秀提案者及び次点提案者の決定

委員会での審査結果を参考に、最優秀提案者を決定します。

### (2) 結果通知

結果については、全ての提案者に文書で通知するとともに、最優秀提案者については、以下の福岡市ホームページにおいて公表します。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html#003>

結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがあります。

## 13 契約

### (1) 契約交渉者

最優秀提案者を契約交渉者とします。

### (2) 契約の締結

決定後速やかに福岡市と契約交渉者との間で最終的な仕様等について協議を行い、契約内容の詳細について合意に達した後、業務委託契約を締結するものとします。なお、最優秀提案者が辞退、または、契約条件が合致しないなどの理由で契約締結に至らなかった場合、福岡市は次点提案者を契約交渉の相手方とすることができるとします。

### (3) 契約保証金

本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがあります。

## 14 特記事項

(1) 総事業費の範囲内で、本事業の目的に照らし、その効果を増進すると考えられる独自の提案内容があれば、提案してください。

(2) 1者1提案とし、1者から複数の提案は認められません。

(3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。

(4) 本提案競技において使用する言語は「日本語(商標及び固有名詞を除く)」、通貨単

位は「円」とします。

- (5) 必要に応じて追加資料の提出を求められます。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類が揃わなかった場合、評価委員等に対する不正な行為が認められた場合、その他不正な行為があった場合や、見積額が「4 総事業費」に定める額を超えている場合、参加資格を有していないことが判明した場合、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とします。
- (7) 提出書類については、福岡市が指示した、誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な変更を除き、変更することはできません。
- (8) 提案に係る費用はすべて提案者の負担とします。また、提出された書類等は返却しません。
- (9) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など)を除き、原則、公開の対象となります。
- (10) 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、選定に係る審査を行う場合、選定後に事業計画等の内容を公表する場合、情報公開を行う場合その他市長が必要と認めるときには、提案者の承諾を得ずに全部又は一部を使用し、複製することがあります。
- (11) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (12) 選定された提案については、協議のうえ、内容の変更を求められます。
- (13) 「2 事業内容」については、現時点で必要と思われる内容を提示しており、契約締結の際に契約交渉者と協議のうえ、変更することがあります。
- (14) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。
- (15) 審査結果に関する質問には一切回答しません。

## 15 問い合わせ先・提出先

福岡市消防局予防部防災センター(担当:安武)

〒814-0001 福岡市早良区百道浜1丁目3番3号 福岡市民防災センター

TEL:092-847-5990

E-Mail:[bosai.119@city.fukuoka.lg.jp](mailto:bosai.119@city.fukuoka.lg.jp)